

向日市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会傍聴要領

1 趣旨

この要領は、向日市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

2 傍聴の手続き

- (1) 傍聴の希望者は、会議の開催時刻の10分前までに、傍聴希望者受付票に氏名及び住所を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の希望者が定員を超える場合は、受付をした者の中から抽選により決定するものとする。なお、定員を超えない場合は、開催時刻まで先着順で傍聴を認めるものとする。
- (3) 前号の規定により許可を受けた者に向日市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会傍聴許可証を交付するものとする。

3 傍聴を許可しない者

次の各号のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を許可しない。

- (1) 凶器等他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗、のぼり、プラカード等の示威行為のための物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

4 傍聴者の守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等して、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 係員の指示に従うこと。
- (7) 会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 違反者に対する措置

傍聴者が会議を傍聴するにあたり、この要領に違反したときは、委員会の長は注意し、なお、これに従わないときは、退場を命じることができるものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長の長が定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。